

## 融資募集要項

### 1. 融資対象の主体

- ・ 融資対象の主体は、個人および法人とさせていただきます。法人につきましては、NPO、株式会社、有限会社など、形態を問いません。但し、法人格のない社団等(任意団体)については、代表者個人を対象といたします。また、当面、日本法人、日本国民、日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

### 2. 融資対象の事業

- ・ 融資対象事業の領域は、農林水産畜産業、環境、福祉、医療、教育、人権などで、「信頼」関係の向上と増大につながる事業です。
- ・ 融資対象事業は、日本国外で行われるものも含まれます。
- ・ 特定の政党を支援する、政治的主張を目的とする事業、または宗教的な利益を目的とする事業は、財団の融資の趣旨に反するのでお断りします。

### 3. 申し込み資格（融資申請者、信頼責任者共通）

融資申請者及び信頼責任者の全部または一部が、当財団が不適当と判断する次の条項に該当する場合は、融資はお申し込みいただけません。なお、「信頼責任者」の詳細は以下「6-8」をご参照ください。

- ・ 銀行取引停止処分を受けている方または手形不渡りをされた方で、その解消後3年を経過していない方
- ・ 民事再生・会社更生・破産・会社整理の終了後3年間を経過していない方
- ・ 反社会的行為者または関係者
- ・ 刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った方、その他信頼を破壊する行為を行ったと信託資本財団が判断する方
- ・ 税金等を滞納している方
- ・ 粉飾決算等、虚偽の申告を行って、その解消後3年を経過していない方
- ・ その他信託資本財団が不適当と判断した方

### 4. 金利、保証、担保について

- ・ 貸付金利は遅滞がない場合には発生しませんが、融資対象者は、利息の代わりに、原則無償で、当財団の指定する知見を提供し、かつ当該融資対象事業の支援を行うことができる「信頼責任者」を財団へご紹介いただきます。かかる知見と信頼責任者に関する情報は財団データベースに登録され、その全部または一部が公開されます。
- ・ 保証については、原則無保証とします。但し、後述の「信頼責任制」を要件とします。
- ・ なお、融資内容により、「信頼責任制」に代え、または「信頼責任制」と並存して通常の連帯保

## 融資募集要項

証となる場合がございます。

- ・ 物的担保は必要ありません。

### 5. 融資枠について

- ・ 融資を完済した実績のある融資対象者は、完済の次の融資を受ける際に、完済の状況をふまえて借入金の上限が通常の方に比べて拡大または縮小することがあります。

### 6. 信頼責任制の内容

- ・ 当財団の融資事業において、「信頼責任者」とは、融資対象事業の目的の達成と、融資対象者の債務の返済に協力する道義的責任を負う方をいいます。しかし、信頼責任者の方は財団に対し直接融資金額を返済する法律的な義務を負うものではありません。
- ・ 融資対象者は、最低3名の方にこの信頼責任者になってもらう必要があります。
- ・ 信頼責任者が、死亡、または財団からの連絡がとれなくなるなど、その責任を果たすことが不可能になったと財団が判断した場合、融資対象者は新たな信頼責任者を選任する必要があります。融資対象者が、財団の指定した期間内に新たな信頼責任者を補充できない場合は、即時に全額をご返済いただくことがあります。但し、財団の同意がある場合、連帯保証に切り替えることができます。

### 7. 信頼責任制の要件

- ・ 信頼資本財団の理念への共感を前提として、年に1度京都にて開催される「信頼デイ」(社会的起業家ギャザリングイベント)にご参加ください。  
 ※財団では、信頼もまた資本となる社会の形成を目指し、財団関係者、融資・助成先とその信頼責任者、信頼衆が各々の知恵・知見・経験・想いをもち寄り集う上記イベントを開催しています。  
 ※本年の開催日につきましては、本サイト内「年間予定スケジュール」(<http://shinrai.or.jp/event/event-schedule/>)をご確認ください。  
 ※万一所用で参加が適わない場合は、代理の方の出席をお願いします。
- ・ 融資申請者の情報は**融資期間中ならびに融資終了後も**、財団の情報管理規則および信頼資本データベース管理運用規程に従い、その一部又は全部が、財団データベースに登録・公開されます。また、財団がその情報の利用について、融資申請者に協力を求めることがあります。

### 8. 信頼責任者の要件

- ・ 融資対象者の事業が継続し、融資の返済が完遂できるように支援してくださる方。
- ・ 信頼資本財団の理念に共感し、年に1度京都にて開催される「信頼デイ」(社会的起業家ギャザリングイベント)にご参加くださる方。

## 融資募集要項

- ・ 下記の方は、信頼責任者となることはできません。  
融資対象企業(団体)の常勤役員、従業員、支配的株主、その他これに準じる方  
上記の方の親族、姻族を含めて3親等以内の方  
未成年の方  
その他、財団が不適切と判断した方
- ・ 信頼責任者の方の情報は融資期間中ならびに融資終了後も、財団の情報管理規則および信頼資本データベース管理運用規程に従い、その一部又は全部が、財団データベースに登録・公開されます。また、財団がその情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- ・ 上記の条件を満たせば国籍は問いませんが、当面、日本国民、または日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

**9. 信頼責任者の権利と義務**

- ・ 信頼責任者は、融資対象者が完済した時点で融資資格審査の内の適性審査において考慮されます。
- ・ 信頼責任者は、財団に対する金銭返還義務はありません。
- ・ 信頼責任者は、融資対象者の行う融資対象事業がその目的を達し、かつ財団の融資が円滑に返済されるように、別紙の「信頼責任者申込書」に記載された支援を行う責任があります。
- ・ 信頼責任者は、財団の行うデータベース構築事業に「信頼責任者申込書」に記載された情報が登録・公開されることを承認します。
- ・ 財団は、信頼責任者の方の情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- ・ 信頼責任者は、契約期間中の6ヶ月に1度ならびに融資完済時には、融資対象事業が完済するまでの経緯をレポート又はコメントとして財団へ提出します。
- ・ 信頼責任者は、「信頼責任者申込書」記載の登録情報に変更があった際は、速やかに融資対象者ならびに財団事務所に連絡します。

**10. 融資基準**

- ・ 融資金額は最大300万円です。
- ・ 融資期間は最大25ヶ月(24回)です。ただし、国または地方公共団体ないしそれに準じる組織から直接補助金、助成金等の交付を受けるまでの資金のつなぎを目的とする融資の場合、公的補助金等の交付がなされるまでを融資期間といたします。

**11. 審査**

融資審査は、融資審査委員会で行います。審査には、資格審査と事業審査があり、資格審査にはさらに適正審査と書類審査があります。

## 融資募集要項

### 12-1 資格審査

#### (1)適正審査

- ・ 融資対象者及び信託責任者の方の本募集要項に記載された資格適合性を審査します。
- ・ 過去に融資対象者が完済した融資対象事業の完済時点の信託責任者経験をもつ方は資格審査の適性審査において考慮されます。

#### (2)書類審査

- ・ 本募集要項に記載された書類が充足されているか否かを審査します。

### 12-2 事業審査

以下の視点を中心に、総合的に判断いたします。

- ・ 当該事業が「信託」という価値の向上と増大に資するかどうか
- ・ 当該事業を行うことにより、本件融資が返済可能かどうか

## 13. 返済

- ・ 貸付金額の返済をお願いします。
- ・ 返済周期は1か月毎とします。ただし、国または地方公共団体ないしそれに準じる組織から直接補助金、助成金等の交付を受けるまでの資金のつなぎを目的とする融資の場合、公的補助金等の交付がなされた10日以内に一括にてご返済ください。
- ・ 返済日に返済がなされなかった場合は融資対象者に通知し、その後10日を過ぎても返済がなされなかった場合は、信託責任者へ返済がなされていない旨を連絡いたします。
- ・ 2回返済が滞った場合には、期限の利益を失い、即日残金を全額返済する義務が生じるとともに、遅滞の日から遅延損害金が発生します。遅延損害金は、残存元本に契約時長期プライレート×2.5の年率で計算した割合による遅延利息とし、365日を1年とした片端入れの日割計算により計算します。

## 14. 情報公開

応募にともない提供された情報は、財団の判断により、公開されることがあります。

融資募集要項

◆必要書類

必要書類は郵送等でお送りいただくものと、オンライン申込フォームに添付していただくもの、そして融資契約時にご提出いただくものがございます。

【法人の場合】

郵送等でお送りいただく書類

- 1 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 2 地方公共団体から直接補助金、助成金を受け取ることが決まっている場合、そのことを証明する書類(補助金交付決定通知書など)
- 3 会社案内、商品やサービスの概要パンフレットなど

申し込みフォーム送信後に別途メールでお送りいただく書類(宛先:[info@shinrai.or.jp](mailto:info@shinrai.or.jp))

(txt、doc、xls、pdf、ppt 拡張子のいずれかで作成してください)

- 1 事業内容説明書【提出書式】事業内容説明書
- 2 財務諸表(決算書、申告書、勘定科目明細書を各直前3期分)  
(※立ち上げたばかりの法人で財務諸表がない場合は、代表者の所得や資産を証明する書類)
- 3 資金繰り表(決算月の翌月から借入直前および借入時から返済時までの資金繰り表)

【提出書式】資金繰り表

- 4 添付資料(事業内容説明書で説明しきれない場合のみご提出ください)

(添付資料例)

- ・ 市場調査結果
- ・ 商品やサービスの詳細、その特徴(使用設備などがある場合はそれらの説明等)
- ・ 売上・経費・投資等の融資返済期間満了までの数値計画(詳細)
- ・ 製造・販売の計画と根拠
- ・ 経費分析表
- ・ 事業推進上の課題とリスク、対応策 など

融資契約時にご提出いただく書類 (融資申し込み時にご提出は不要です)

- 1 金銭消費貸借契約書  
※融資対象者および信賴責任者全員の印鑑証明を必ず添付してください。
- 2 信賴責任者申込書(3名以上)【提出書式】信賴責任者申込書  
※信賴責任者全員の運転免許証・パスポート、健康保険証、その他写真つきの公的証明書のコピーを必ず添付してください。
- 3 社会に還元できる知恵申請書【提出書式】社会に還元できる知恵申請書

融資募集要項

**【個人の場合】**

(法人格のない団体でのお申込みは個人への貸付になります)

**郵送等でお送りいただく書類**

- 1 確定申告書の写し、源泉徴収票など個人の所得を証明する書類(直前3年分)
- 2 融資申し込み者本人の運転免許証・パスポート、健康保険証、その他写真つきの公的証明書のコピー
- 3 地方公共団体から直接補助金、助成金を受け取ることが決まっている場合、そのことを証明する書類(補助金交付決定通知書など)
- 4 申請者が団体や企業の代表を務める場合は、当該団体・企業の概要、財務状態がわかる資料

**申し込みフォーム送信後に別途メールでお送りいただく書類(宛先:info@shinrai.or.jp)**

(txt、doc、xls、pdf、ppt 拡張子のいずれかで作成してください)

- 1 事業内容説明書 **【提出書式】**事業内容説明書
- 2 資金繰り表(決算月の翌月から借入直前および借入時から返済時までの資金繰り表)

**【提出書式】資金繰り表**

- 3 添付資料(事業内容説明書で説明しきれない場合のみご提出ください)

(添付資料例)

- ・ 市場調査結果
- ・ 商品やサービスの詳細、その特徴(使用設備などがある場合はそれらの説明等)
- ・ 売上・経費・投資等の融資返済期間満了までの数値計画(詳細)
- ・ 製造・販売の計画と根拠
- ・ 経費分析表
- ・ 事業推進上の課題とリスク、対応策 など

**融資契約時にご提出いただく書類 (融資申し込み時にご提出いただく必要はございません)**

- 1 金銭消費貸借契約書  
※融資対象者および信託責任者全員の印鑑証明を必ず添付してください。
- 2 信託責任者申込書(3名以上) **【提出書式】**信託責任者申込書  
※信託責任者全員の運転免許証・パスポート、健康保険証、その他写真つきの公的証明書のコピーを必ず添付してください。
- 3 社会に還元できる知恵申請書 **【提出書式】**社会に還元できる知恵申請書

**◆注意事項**

融資募集要項

- ① 提出していただいた応募書類は返却いたしません。また、応募書類等に記載された情報は応募履歴として財団のデータベースに登録されますので、あらかじめご了承ください。
- ② 残念ながら審査を通過されなかった場合、その理由など、一切のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 審査のため、直接財団の指定したものがヒアリングに伺う場合があります。
- ④ 審査のため、お申し込み後から審査会までの間、事業の概要や、事業計画について、ご質問や資料提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 信賴責任者または保証人(有保証の場合に限る)の方に財団が指定したものが直接連絡して、お尋ねする場合があります。

**【資料送付先および融資に関するお問い合わせ先】**

◆資料送付先

〒602-8024 京都府京都市上京区大門町253番地

公益財団法人信賴資本財団

事務局

◆融資に関するお問い合わせ先

E-mail : info@shinrai.or.jp